

認知症サポーター養成講座
を受けて



「認知症サポート事業所」 になりませんか

市では、認知症について正しく理解し、認知症の人にやさしいまちづくりを目指し、取り組んでいます。認知症の人やご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域全体で応援していきませんか。

「認知症サポート事業所」とは？

従業員の半数以上の方が認知症サポーターで、認知症の人にやさしいまちづくりに賛同している市内の事業所（事業所、施設、店舗等）のことです。

「認知症サポート事業所」になるには？

- ①従業員の半数以上の方に認知症サポーター養成講座を受講していただきます。
（講座の詳細は、講座案内をご覧ください。）
- ②認知症サポート事業所認定申請書及び取組内容を地域包括支援センターに提出してください。
- ③「むつ市認知症サポート事業所」として、認定証及びステッカーを交付します。
※認定期間は、認定した日の属する年度の翌々年度の末日までです。その後、更新申請を行うと継続することができます。



ステッカー（A5サイズ）

対象となる事業所等

- 企業・団体： 金融機関、商店、スーパーマーケット、
コンビニエンスストア、薬局、理・美容店、
旅館業者、宅配業者、飲食店、保険会社等
- 公共サービス関連： 郵便局、警察、電気・ガス・水道業者等
- 公共交通機関： バス、タクシー等

何をすればいいの？

特別な対応をお願いするわけではありません。
認知症と思われる方がいらしたら、**温かく見守りながら、優しい対応**をお願いします。

認定されると

- ①事業所名や取組内容を市ホームページでご紹介します。
事業所は「むつ市認知症サポート事業所」に認定されたことをPRすることができます。
- ②みちのく銀行との協定により、事業者や従業員向けの金利優遇制度を利用することができます。
- ③エーザイ株式会社発行の認知症の理解促進を図るためのパンフレット等を提供します。

※むつ市HP「むつ市認知症サポート事業所認定制度」を検索



第15号認定東北電力株式会社むつ営業所様の認定交付式

応募先・問い合わせ先

むつ市地域包括支援センター（むつ市役所内）
TEL 0175-22-1111 内線2557